

業務改善助成金について (ご申請前に必ずお読みください)

1. 問い合わせ先

業務改善助成金申請にかかる一般的なご相談は**業務改善助成金コールセンター**
(電話番号：0120-366-440 受付時間：平日 9時00 分から17 時00 分まで)

にお問い合わせください。なお、助成対象経費として認められるかについて申請前にご相談をいただいても、生産性向上・労働能率増進に資するか等含めて申請後に精査する必要があることから回答はできませんのでご了承ください。

2. 第三者が関与する申請について

本助成金の申請を代行できるのは提出代行者・事務代理・代理人に限られます。

申請者や提出代行者・事務代理・代理人以外の方から申請の具体的な内容等についてのお問い合わせにお答えすることはできません。

3. 必要書類

愛知労働局ホームページ掲載の必要書類一覧をご確認いただき書類のご提出をお願いいたします。

4. 事業実績報告について

設備投資の納品・支払は交付決定後に行っていただく必要があります。交付決定以前(**交付決定日当日も含む**)に設備の納品・支払を行っていた場合は助成対象となりませんのでご注意ください。

また、交付決定後に交付決定内容が変更になる場合は、軽微な変更を除き、**変更後の事業に着手する前に計画変更の承認を受ける必要があります**。事業実績報告時に交付決定の内容から変更があるにもかかわらず、計画変更の承認を受けていないことが判明した場合は交付額確定が行えませんのでご注意ください。

例として、総事業費が高額になる場合は金額にかかわらず軽微な変更とは言えませんので計画変更の承認後に変更後の事業の納品・支払を行う必要があります。

5. その他

申請前には交付要綱・交付要領・申請マニュアル・Q&A を必ずお読みください。

また、審査は受付順に行っております。申請期限前や地域別最低賃金改定前には申請が集中し、申請状況によっては審査を行うまでにお時間をいただく場合がございます。また、書類に不備・不足がある場合は審査完了が遅くなる場合がありますので、ご留意願います。

予算の都合上、申請期限前に受付を終了する場合がありますので、お早めの申請をお願いします。

愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課

■ 所在地：〒460-8507

名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

■ 受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

■ 電話：052-857-0313

■ メールアドレス：23kkjyoseikin@mhlw.go.jp (申請後の追加資料、補正資料の受信専用メールアドレスです。ご質問や新規申請をいただいても受付できません)



業務改善助成金 不正受給

**不正受給は許されません！
不正受給は発覚します！**

不正受給に該当する行為例

- 事業計画に沿った設備の導入が行われていない
- 賃金台帳などの資料に偽造がある
- 架空の労働者を記載している

不正受給を行った場合

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

- ✓ 悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います
- ✓ 支給額および加算金の返還を求めます
- ✓ 3年間、本助成金等の不支給措置をとります
- ✓ 下記項目を積極的に公表します

事業主の名称、代表者氏名、事業所の名称、所在地、事業概要、
不正受給の金額、不正受給の内容